

開催年月日 令和6年12月3日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知 事 鈴木 直道
 保健福祉部長兼感染症対策監 古岡 昇

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 マイナ保険証等について (一)新規保険証発行停止に伴う国民健康保険の対応について 次にマイナ保険証等についてです。 政府はマイナンバーカード取得にポイントまで付与して普及を図り、支援策を講じて、マイナ保険証の登録率は全国でカード保有者の82%に上りましたが、利用率は15%程度と利用が進んでいません。にもかかわらず、昨日12月2日から新規に保険証は発行されなくなりました。 現行の国民健康保険証は有効期間まで使用でき、申請しなくても資格確認書が送付されます。しかし、いつ発行されるのか、マイナ保険証のある方への通知はどうか、など心配の声が寄せられております。 保険証の新規発行停止にともなう国民健康保険の対応について、丁寧な説明を求めます。</p> <p>(二)後期高齢者医療保険の新規保険証発行停止に伴う対応について 次に、後期高齢者医療の場合についても同様に、保険証の新規発行停止にともなう対応について、丁寧な答弁を求めます。</p> <p>(三)事務の執行体制の確保について マイナ保険証の場合、資格確認書ではなく、「資格情報のお知らせ」が送付されます。お知らせは一見保険証のようにも見えますが、保険証の代わりにはならず、本人確認にも使えません。 マイナ保険証を持ちながら、従来の保険証を利用していた</p>	<p>【保健福祉部長兼感染症対策監】 いわゆるマイナ保険証に関しまして、はじめに国民健康保険における対応についてでございますが、12月2日から従来の保険証は発行されなくなり、発行済みの保険証は経過措置として最大1年間利用可能となりますが、北海道の市町村国保は、発行済みの保険証の有効期間が令和7年7月末であることから、それまでの間、医療機関等において従来どおり使用できることとなります。 また、マイナ保険証をお持ちでない方に対しましては、保険証の有効期間である令和7年7月末までにプッシュ型で資格確認書を交付いたしますほか、住所変更など、資格情報に変更が生じた場合は、それまでお使いになられていた発行済みの保険証が失効しますので、その届出に基づき、資格確認書を交付することとなります。 道といたしましては、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した後も、全ての方が安心して必要な医療を受けていただけるよう、今後とも国や市町村等と連携しながら、制度の周知に努めますとともに、住民の方々から寄せられる資格確認書や資格情報のお知らせなどに関する問い合わせや相談にも丁寧に対応してまいります。</p> <p>【保健福祉部長兼感染症対策監】 次に、後期高齢者医療制度における対応についてでございますが、国民健康保険と同様に、発行済みの保険証は、有効期間が令和7年7月末まででありますことから、経過措置として、それまでの間、医療機関等において従来どおり使用できますほか、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合において保険証の有効期間である令和7年7月末までにプッシュ型で資格確認書を交付することとしております。 また、12月2日以降、75歳に到達し新たに被保険者となった方や、住所変更をされた方など、資格情報に変更が生じた場合は、被保険者ご本人が十分認識しないまま、それまでお使いになられていた発行済みの保険証が失効するケースが考えられることから、広域連合におきましては、国の通知を踏まえ、こうした方々に対して、マイナ保険証をお持ちであっても、プッシュ型で資格確認書を交付することとしてございます。 道としては、今後とも、広域連合において、被保険者の方々への制度の周知や問合せ等に係る対応が適切になされるよう、助言してまいります。</p> <p>【保健福祉部長兼感染症対策監】 最後に、市町村国保に係る事務の執行についてでございますが、国保制度において、市町村は、住民の方々とは身近な関係の中、保険料率の決定・賦課・徴収や保険給付などのほか、被保険者の資格管理を担うことになっており、マイナ保険証を基本とした仕組みへの円滑な移行に当たりましても、その</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>被保険者が、今後資格確認書の利用を希望する場合は紐づけの解除が必要となります。従来の保険証の有効期間終了後はマイナ保険証との併用ができなくなるため、マイナ保険証利用者にとって利便性が後退するだけではなく、紐づけ解除や有効期限の確認など、被保険者にとっても、市町村にとっても極めて煩雑な事務が求められます。</p> <p>国は情報連携によって判別すると説明していますが、市町村の現場で混乱を招くことなく、適正な事務執行ができるようにどう対応していくのか、伺います。</p> <p>【再質問】 (一) 事務の執行状況の把握と対応について 次にマイナ保険証等について、事務の執行状況の把握と対応についてです。</p> <p>運転免許証が、マイナ免許証、免許証、併用の3種類から選択できます。一方、保険証は実質、資格確認書に名前が変わるだけで、マイナ保険証との併用はできず、不便になります。</p> <p>国民皆保険制度に反するマイナ保険証への強制的移行に伴う紙の保険証の廃止がもたらす混乱の原因です。命に関わる保険証の発行停止によって、意図せず保険証が失効したり、トラブルの多発によって、受療権・生存権の侵害につながりかねません。</p> <p>道は、今後の状況と影響を把握し、安心して保険医療を受けられるよう、国に制度改正を求めるべきではありませんか。知事の見解を伺います。</p>	<p>役割は重要でございます。</p> <p>マイナ保険証への移行に際し、必要となる事務の実施方法や時期などにつきましては、国の通知や方針などを踏まえ、道と市町村が協議をし、決定しているところであり、今後とも、こうした事務処理が適切になされるよう助言をしてまいります。</p> <p>なお、マイナ保険証の保有状況等につきましては、市町村において、社会保険診療報酬支払基金等が管理するシステムにより、月に一度、全ての被保険者の状況を確認するとともに、随時、確認したい被保険者の状況を照会することも可能でございます。</p> <p>【知事】 次に、いわゆるマイナ保険証についてであります。道といたしましては、今後とも、国や市町村と連携しながら、制度の周知に努めるとともに、住民の方々から寄せられる資格確認書や資格情報のお知らせなどに関する問い合わせや相談にも丁寧に対応するほか、市町村における事務処理が適切になされるよう助言するなど、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した後も、全ての方が安心して必要な医療を受けていただくことができるよう、取り組んでまいります。</p>